平成２４年（フ）第６１４号
千葉県野田市宮崎64番地
債務者　根本　悦忠
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２８０号
青森市大字石江字江渡45番地７
債務者　中畑　大喜
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３９号
福島県白河市関川窪92番地２　県営19―23号
債務者　星　三智子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第７６７号
神戸市中央区国香通２丁目３番７号　国香マンション508
債務者　安井静課こと　金　　静課
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７９４号
神戸市垂水区瑞ヶ丘８番36―202号、従前の住所神戸市垂水区大町４丁目５番18号
債務者　大原　　眞
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９号
兵庫県篠山市住山554番地
債務者　藤原　妙子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
青森県八戸市日計１丁目５番Ｂ２―35号　市営住宅Ｂ２－３－５
債務者　尾嵜　裕章
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２６５号
青森市千刈３丁目４番11号
債務者　三浦　光明
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９８号
神奈川県横須賀市長沢１丁目58番９号
債務者　其田　幸乃
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第５５号
兵庫県豊岡市日高町岩中657番地の４
債務者　内田　正彦
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１３０５号
千葉県市原市馬立1616番地11
破産者　大塚　勝彦
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２２号
青森県弘前市大字十腰内字猿沢78番地22
破産者　西南砕石株式会社
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第３３６号
千葉市中央区生実町2500番地19
破産者　クリーンハート株式会社
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３３７号
千葉市中央区仁戸名町285番地４
破産者　田邊　義行
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６８６号
千葉市美浜区真砂１丁目11番８棟302号
破産者　吉新　節子
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５５５号
奈良県桜井市大字巻野内194番地
破産者　有限会社三輪そうめん奥野
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１５２号
奈良県香芝市良福寺214番地２Ｂ棟18号
破産者　有限会社磯俣建設
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３８１号
仙台市太白区泉崎２丁目１番５号
破産者　株式会社ケア・フィード
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２３号
千葉県我孫子市布佐2501
破産者　株式会社テー・アール・シー
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係